

## 綾瀬市学校給食食材費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食における食材費の急激な高騰による保護者の経済的負担を軽減するとともに安定した学校給食用物資調達のため、保護者が負担する学校給食の食材費（以下「学校給食費」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、綾瀬市立の小学校及び中学校の学校給食費を管理する綾瀬市立学校給食センターの所長（以下「所長」という。）とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、物価高騰した学校給食の食材の調達に係る経費とする。

### (補助金の交付額)

第4条 補助金の額は、予算で定める額とする。

### (交付の申請)

第5条 所長は、補助金の交付を受けようとするときは、綾瀬市学校給食食材費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 高騰した食材に係る費用の額が分かる書類

### (交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、綾瀬市学校給食食材費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### (補助金の交付)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた所長は、綾瀬市学校給食食材費補助金

交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 所長は、事業完了後速やかに、綾瀬市学校給食食材費補助金実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業の内容が分かる書類

(2) 支出決算書又はこれに代わる書類

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市学校給食食材費補助金交付申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者

綾瀬市学校給食食材費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市学校給食食材費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のあった綾瀬市学校給食食材費補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定区分  交付する。  
 交付しない。

(理由 )

- 2 交付決定額 円

第3号様式（第7条関係）

綾瀬市学校給食食材費補助金交付請求書

年 月 日

綾瀬市長 殿

請求者

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市学校給食食材費補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 円

振込先

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード			
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

添付書類 交付決定通知書の写

第4号様式（第8条関係）

綾瀬市学校給食食材費補助金実績報告書

年 月 日

綾瀬市長 殿

請求者

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市学校給食食材費補助金に係る  
実績を次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 事業完了日
- 3 添付書類